平成２６年（フ）第３８６号
大阪府和泉市上町742番地の５アパスプリングスガーデン502、前住所大阪府堺市東区大美野36番地８平井マンション203号
債務者　木下　義信
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目６番34―202号
債務者　森内　伸也
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４３１号
大阪府泉大津市曽根町２丁目１番11号
債務者　三宅　和美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
大阪府岸和田市荒木町１丁目13番３―208号、前住所大阪市住吉区遠里小野６丁目３番30号
債務者　西山　直人
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
大阪府和泉市繁和町３番４―303号
債務者　立石　泰章
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６３号
大阪府泉南郡岬町淡輪1439番地の20、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪1334番地の１
債務者　藤原佐紀子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市稲葉町213番地の６メゾンエース201号、前住所兵庫県加古川市平岡町二俣659番地川崎重工社宅６―611号
債務者　藤井　健成
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
大阪府和泉市観音寺町23番地
債務者　田仲あゆみ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７３号
大阪府和泉市光明台３丁目１番３―101号、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目５番12号
債務者　伏見　正行
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７８号
大阪府泉大津市東助松町３丁目６番３―201号、前住所大阪府泉大津市森町２丁目15番30号フラワーハイツＢ―201号
債務者　立花　理恵
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目113番地
債務者　首藤　竜司
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２４号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目25番地　加古川別府鉄筋１―310号
債務者　寺崎　　保
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２５号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目25番地　加古川別府鉄筋１―310号
債務者　寺崎いづみ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１７号
兵庫県姫路市手柄103番地　市営手柄住宅２棟216号
債務者　竹内かおり
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７３９号
広島市佐伯区利松２丁目５番21―13号
債務者　梶川　由美
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０１号
広島市安芸区矢野南３丁目27番32―101号
債務者　矢野百合恵
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７号
山口県下関市東観音町18番２号
債務者　川口由佳里
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　山口地方裁判所下関支部破産係